

松山市企業立地支援制度等紹介パンフレット企画・作成等業務委託 仕様書

〔1〕 委託業務名 松山市企業立地支援制度等紹介パンフレット企画・作成等業務委託

〔2〕 目 的

松山市の地域経済の活性化と雇用の創出を図るために行う優良な企業の誘致活動の営業ツールとして活用する松山市企業立地支援制度等紹介パンフレット（以下「パンフレット」という。）を作成することを目的とする。

〔3〕 履行期間 契約締結日 ～ 令和4年12月31日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 事業内容

現在配布している「四国・松山 企業立地ガイド」の内容を踏まえ、松山市に立地するメリットや魅力を効果的に伝えられるよう企画及びデザインを刷新してパンフレットを制作する。

1. 成果物

①データ： デザインの電子データ（イラストレーターデータおよびPDF形式）

②印刷物： 1,000部

2. 仕 様 （推奨）A4サイズより一回り大きい T305mm×Y220mm

表紙含む16ページ 冊子タイプ（中綴じ）

サンマット（同等）表紙表面をニス引き 表紙160kg、中面110kg

4色カラー 両面印刷

3. 掲載内容

パンフレット内容について想定しているものは以下に掲載するとおりであり、参考のうえ、パンフレット掲載内容および写真・イラスト・デザインについて提案すること。

①表紙デザイン

②キャッチコピー

③地図

・コンパクトシティ

・交通インフラ

④暮らし、観光（松山市のPR）

（例）・松山市の暮らしやすさを示す各種ランキング（要更新）

・観光情報

⑤立地のメリット

（例1）気候・災害

- ・年間平均気温
- ・年間平均降水量
- ・地震回数

(例2) 人材

- ・人口
- ・若年者の県内内定率
- ・松山圏の学校の紹介

(例3) ビジネスコスト

- ・物価・家賃の比較
- ・平均通勤時間

(例4) 交通アクセス

- ・海路・空路・陸路

(例5) サポート体制

- ・情報提供
- ・手続きサポート
- ・人材確保サポート
- ・関係機関等

⑥奨励金制度（必須）

- ・事業所の新設・増設・施設に関する奨励金
- ・コールセンター・事務センター等の新設・増設に関する奨励金
- ・ICT関連企業の新設に関する奨励金
- ・島しょ部への立地に関する奨励金
- ・サテライトオフィス等利用支援補助金

⑦裏表紙デザイン（市連絡先等）

- ・奨励金制度をわかりやすく紹介し、市職員が企業へ誘致活動を行う上で、有効なツールとなること。
- ・松山市への立地を検討する上で参考となる内容が掲載されていること。
- ・写真やデザイン、レイアウトを効果的に行い、松山市を強く印象づけることができるデザインであること。
- ・具体的な例を挙げ、松山市に立地することが有利であることを印象付けることができるもの。また、これらを簡潔かつ明瞭な文章で表すこと。

〔6〕制作の条件

1. 製作物の著作権

- ・製作物の著作権は松山市に帰属するものとする。
- ・松山市は製作物の増刷およびウェブサイトでの紹介などの企業誘致の目的の情報発信に関する二次使用权を有するものとする。

2. 優先交渉権者決定後の進め方

実施要領 9. 選考方法(4)に記載のとおり、随意契約の交渉を行う。

最終的な掲載内容や写真等について本市と意見交換を行い、企画内容の修正・追加・削除を行うこと。

3. デザインの確認

デザイン案完成時・文字内容完成・色校正等の各段階で、松山市との間で内容確認を実施し、松山市の要望に応じて修正を行うこと。

4. 写真の使用について

- ・パンフレット制作にあたり、松山市が権利を有する写真については利用可能である。
- ・松山市が権利を有しない写真については、受託者から権利者に利用申請を行うこと。
- ・利用料が発生する場合は、本事業の経費の中から支払うものとする。

5. パンフレット制作のための資料

以下の媒体を参考にすること。

【WEBサイト】

○企業立地ガイド 松山市公式ホームページ PC サイト

「松山市企業立地促進奨励金の制度について」

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/kigyoricchiguide.html>

○いい、加減。まつやま「企業立地」

<https://dandanmatsuyama.com/business/>

○いい、暮らし。まつやま（まつやまあれこれランキング）

<https://matsuyama-kurashi.com/about/ranking/>

【パンフレット】

○四国・松山 企業立地ガイド

〔7〕 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。

松山市は成果品について、情報発信のためにメディア等に提供できるものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(4) (1)の規定に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限な

く利用することが難しい場合は、松山市と協議を行うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守すること。

6. 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し故意または過失により本市又は第三者に損害を及ぼしたときは受託者とその賠償額を負担する。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は双方協議のうえ決定する。

7. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。

8. その他留意事項について

本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度松山市と協議を行い、指示に従うこと。